

社会福祉法人 志賀福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）、社会福祉法人志賀福祉会定款（以下「定款」という。）、第8条、第23条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤役員 役員のうち、週24時間程度従事する者をいう。
- (3) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、それぞれの役員等の職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対して報酬等は原則支給しないが、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員給与が支給されない場合は、報酬等を支給する。

ただし、役員等は申し出によって、報酬等を受け取らないことや、減額することができる。この場合でも役割や責務を軽減することとはならない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月15日

(ただし、当該日が休日にあたる場合は、社会福祉法人志賀福祉会の給与規程に準じて支給する。)

非常勤役員等は、理事会評議員会等に参加した場合、都度支給する。

- (2) 費用 非常勤役員等には、原則発生都度、支給する。

前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- (3) 賞与 毎年6月及び12月

(ただし、非常勤役員には支給しない)

2 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職金にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。（平成29年度以降）

（報酬の額の日割計算）

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
月途中の就任、又は解任された場合であっても、日割計算は行わない。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を行う。

（委任）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 3月25日から施行する。

この規程は、平成27年 5月27日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

※規程名を、“役員報酬および評議員報酬並びに費用弁償規程”から変更。

この規程は、平成29年 6月 9日から施行する。

この規程は、平成30年 3月 1日から施行する。

別表

(常勤役員基本報酬)

日額 5,000円(月20日を限度とする)。

【職員が役員等になっている場合は支給しない】

(理事長報酬)

日額 5,000円

【ただし、専任の場合は加算として月額上限250,000円を支給する】

(会議等稼働報酬)

一回 10,000円

【源泉所得税控除後。職員が役員等になっている場合は支給しない】

(交通費・旅費等)

・役員会に出席する場合の交通費：車の場合、1km×15円。電車の場合、実費。

・役員等が法人の業務のため出張する場合、次のとおり報酬及び旅費等を支給することができる。旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

宿泊費(日額) 17,000円迄

報酬(日額) 3,000円

交通費・その他 実費(駐車場代があるときは一日上限3千円)

【職員が役員等になっている場合は支給しない】

(賞与)

一回あたりの賞与：報酬の月額×2カ月。

【職員が役員等になっている場合は支給しない】

(その他)

毎年四月にあわせ、法人の経理状況、その他の事情を考慮して見直しを行う。